

令和7年第3回臨時会

天栄村議会会議録

令和7年5月21日 開会

令和7年5月21日 閉会

天栄村議会

令和7年第3回天栄村議会臨時会会議録目次

第1号（5月21日）

| | |
|--------------------------------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 2 |
| 開会の宣告 | 3 |
| 議事日程の報告 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期の決定 | 3 |
| 議長報告 | 4 |
| 黙祷 | 4 |
| 追悼演説 | 4 |
| 追悼のことば | 5 |
| 村長議会招集あいさつ | 6 |
| 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 7 |
| 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 14 |
| 議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 16 |
| 招集者あいさつ | 19 |
| 閉会の宣告 | 20 |

第 3 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和7年第3回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

令和7年5月21日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議長報告
日程第 4 黙祷
日程第 5 追悼演説
日程第 6 追悼のことば
日程第 7 村長議会招集あいさつ
日程第 8 議案第1号 専決処分の報告及び承認について
日程第 9 議案第2号 専決処分の報告及び承認について
日程第10 議案第3号 工事請負契約の締結について
招集者あいさつ
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

| | | | |
|-----|---------|----|---------|
| 1番 | 齋藤 寿 昭 | 2番 | 石 塚 喜 吉 |
| 3番 | 吉 成 邦 市 | 4番 | 馬 場 吉 信 |
| 5番 | 大 浦 トキ子 | 6番 | 服 部 晃 |
| 7番 | 小 山 克 彦 | 9番 | 円 谷 要 |
| 10番 | 大須賀 溪 仁 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 添 田 勝 幸 副 村 長 揚 妻 浩 之

| | | | |
|-------------|--------|--------------|--------|
| 参事兼 総務課長 | 小山 富美夫 | 企画政策課長 | 森 和 昭 |
| 税務課長 | 塚目 弘 昭 | 住民課長 | 星 裕 治 |
| 健康福祉課長 | 芳賀 信 弘 | 産業課長 | 大木 伸 一 |
| 建設課長 | 関根 文 則 | 参事兼 会計管理者 | 熊田 典 子 |
| 湯本支所長 | 星 淳 | 教育課長 | 小山 泰 明 |
| 生涯学習課長 | 櫻井 幸 治 | | |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|-----|--------|
| 議会事務局長 | 黒澤 伸 一 | 書 記 | 石井 貴 也 |
| 書 記 | 小山 ちえみ | | |

◎開会の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

本日は公私ともにご多忙のところ、令和7年第3回天栄村議会臨時会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和7年第3回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから令和7年第3回天栄村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 大 浦 トキ子 議員

6番 服 部 晃 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部議員。

[議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇]

○議会運営委員会委員長（服部 晃） おはようございます。

本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午前9時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和7年天栄村議会第3回臨時会の会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日5月21日、1日限りと決定をみましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、服部議員から報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定することに決定いたしました。

◎議長報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、議長報告。

この際、ご報告をいたします。

去る3月25日、かねてから病気養療中であった故熊田喜八議員がご逝去されました。

故熊田喜八議員は平成8年に天栄村議員に当選して以来、約26年にわたり村政の進展にご尽力をされました。

ここに故熊田喜八議員のご冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと思います。

全員ご起立をお願いいたします。

◎黙禱

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、黙禱。

黙禱を始め。

黙禱を終わります。

皆様、ありがとうございました。

ご着席をお願いします。

◎追悼演説

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、追悼演説。

ただいまより追悼演説を行います。

これを許します。

9番、円谷議員。

全員ご起立願います。

〔9番 円谷 要 登壇〕

○9番（円谷 要） おはようございます。

去る3月25日にご逝去されました故熊田喜八議員の在りし日のご尊容を偲び、村議会を代表して謹んで哀悼の意を表します。

本日、令和7年第3回臨時議会の開催にあたり、熊田議員のけいがいに接することあたわず、8番議席に供花のみが飾られ、議員一同、心から惜別の悲しみを抱くものであります。

顧みれば、あなたは持ち前の行動力と一徹な性格で多くの村民から支持を受け、平成8年に村議会に初当選されて以来、8期26年の長きにわたり、副議長や各常任委員長の外、要職を歴任し、縦横のご活躍をされました。その尊い精神とご功績は村政と村議会の発展に大きく寄与されました。また、地域においても、大山区の行政区長を務めるなど、区民から頼られた地域のリーダーでもありました。

一方で、芸能と家族を愛し、政喜会を主催し、村の敬老会を始めとした様々な催しに協力され、皆を楽しませてくれました。

また、お孫さんの2代目藤木夕扇襲名披露の際には、お孫さんの成長に目を細めていた優しいお顔が今でも目に浮かぶようです。

語り尽くせばきりがありませんが、村を思うあなたの崇高な志を議員一同、今一度胸に刻み、村の発展に尽くすことをお約束し、ここに在りし日の面影を偲び、謹んで安らかに眠られることをお祈り申し上げ、追悼のことばといたします。

令和7年5月21日、天栄村議会副議長、円谷要。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ご着席願います。

◎追悼のことば

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、追悼のことば。

ここで、村長より追悼のことばがありますので、これを許します。

全員ご起立願います。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 追悼のことば。

去る3月25日に村議会議員熊田喜八氏にご逝去されました。

ここに村民を代表いたしまして、謹んで哀悼の意を表します。

故熊田喜八様は平成8年3月に村議会議員に初当選して以来、8期26年間の長きにわたり在職され、平成20年4月から副議長を2年間務められました。また、須賀川地方広域消防組合議会議員や公立岩瀬病院企業団議会議員、さらには総務常任委員会委員長や産業建設常任

委員会副委員長、村監査委員など数多くの役職を歴任され、村の発展に大きく貢献されました。

熊田様は昨年3月の村議会議員選挙において見事8期目当選の栄に浴され、その後体調を崩されましたが、復帰のため懸命に治療にあたっておられました。

私も全快を祈り、またお会いして、天栄村の未来について再び語り合える日を切望しておりましたが、もうお会いできぬという今となりましては、ただ、ただ、悔やまれる思いでございます。

「是々非々」を政治信念とし、情熱を全面に出した政治活動は住民からの信頼も厚く、親しまれておられました。

これからは熊田様が残された数々の功績やご遺志を忘れることなく、村づくりに全力を尽くすことをお誓い申し上げます。

生前のご偉功と村政へのご尽力に対しまして、尊敬の念と感謝の意をささげますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げまして、追悼のことばといたします。

令和7年5月21日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（大須賀溪仁） ご着席願います。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時10分)

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時20分)

◎村長議会招集あいさつ

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、村長議会招集あいさつ。

村長より令和7年第3回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申出がありました。これを許します。

村長。

[村長 添田勝幸 登壇]

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

本日、ここに令和7年第3回天栄村議会臨時会が招集となりましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告及び承認など3議案についてご審議願うものでありますが、その大要についてご説明申し上げます。

議案第1号及び議案第2号 専決処分の報告及び承認についてであります。地方税法等

の改正に伴い、天栄村税条例の一部を改正する条例の制定及び天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したため、議会に報告し承認を求めるものであります。

議案第3号 工事請負契約の締結についてであります。天栄中学校体育館の空調設備設置工事の請負契約を締結するに当たり、地方自治法などの規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） これで村長の挨拶を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第8、議案第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） おはようございます。

議案第1号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和7年5月21日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第2号 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について。

専決第2号。

天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税条例の一部を改正する条例。

天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の下に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」

を「掲示し、又は公示事項を村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書き中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の下に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号イ中「ニ」を「ハ及びホ」に改め、同号ロ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円。

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の下に「（第82条第1号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号）において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

第3項 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けな

ればならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の4及び第10条の5を削る。

附則第10条の6第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中、「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附則第16条の2の次に、次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条の第2項売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第93条2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

第1号 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としてものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法。

第2号 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法。

第2項 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第3項 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

第4項 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

第1号 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの。

第2号 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの。

附則。

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定、令和8年1月1日。

第2号 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定、令和8年4月1日。

第3号 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日。

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の村税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（村民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和7年分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

第2項 令和8年度分の個人の村民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項

の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係る者を除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

第3項 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の村税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第4項 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払いを受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受ける受けるものを除く。以下この項において「公的年金」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払いを受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（村たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き（附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ新条例規則第16の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る村たばこ税については、なお従前の例による。

第2項 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、村税条例の第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

第1号 村税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5本を乗じて計

算した製造たばこの本数。

第2号 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数。

第3項 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の資料、専決第2号説明資料をご覧ください。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和7年3月30日に公布、令和7年4月1日に施行されることに伴い、村税条例について、条文の変更や削除のほか、二輪車の車両区分の見直し等の所要の改正について、令和7年3月31日に専決処分したものであります。

新旧対照表にて主立ったものについてご説明申し上げます。

第18条につきましては、公示送達についてインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正であります。第18条の3につきましては、第18条の改正に伴う規定の整備であります。

第34条の2につきましては、令和7年度分申告から適用される19歳以上23歳未満の親族等とする特定親族特別控除額を追加するものであります。

第36条の2第1項につきましては、特定親族特別控除額の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備であります。

第36条の3の2第1項につきましては、記載事項について特定親族を追加するものであります。

第36条の3の3第1項につきましては、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備であります。

第82条につきましては、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しにより、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の税率区分が追加されたものであります。

第89条第2項につきましては、軽自動車税種別割の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備であります。

第90条第2項につきましては、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備であります。

第3項につきましては、規定の追加であります。

附則第10条の4、附則第10条の5につきましては、規定の削除であります。

10ページ目をお願いいたします。

附則第10条の6を附則第10条の4に改め、附則第10条の4につきましては、法律改正による条ずれの改正等であります。

附則第16条の2の2につきましては、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準が改正され、令和8年4月1日以後に売渡し等が行われた加熱式たばこについて、従来の重量換算方式と小売定価方式から重量換算方式のみに改正されることになり、令和8年4月と10月の2段階で実施し、令和9年4月から3か年でたばこ税の税率を引き上げるものであります。

第1項第1号につきましては、葉たばこを原料とした加熱式たばこの重量を従来の0.4グラムで紙巻きたばこの0.5本から0.35グラムで紙巻きたばこ1本に換算することになります。ただし書では、1本当たりの重量が0.35グラム未満のものは加熱式たばこ1本で紙巻きたばこ1本に換算されます。

第2号につきましては、葉たばこを原料としない加熱式たばこの重量の0.2グラムで紙巻きたばこ1本に換算することになります。ただし書では、1箱当たりの重量が4グラム未満のものは加熱式たばこ1箱で紙巻きたばこ20本に換算されます。

第2項につきましては、ただし書の規定の適用を受けるもの以外の紙巻きたばこへの換算する計算方法であります。

第3項につきましては、重量の端数処理であります。

第4項につきましては、特定加熱式たばこ喫煙用具を用いる加熱式たばこの規定であります。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第9、議案第2号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） 議案第2号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和7年5月21日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第3号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

専決第3号。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を改正する条例を次のように改正する。

第2条第2項をただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2項 改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例に

よる。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の資料13ページをお願いいたします。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日に施行されることに伴い、国民健康保険税の基礎課税額並びに後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しをするため、所要の改正について、令和7年3月31日に専決処分したものであります。

新旧対照表にてご説明申し上げます。

第2条第2項につきましては、基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に引き上げるものであります。

第2条第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げるものであります。

第23条第1項におきましても、課税限度額の引上げであります。

第2号につきましては、国民健康保険税の軽減所得判定に係る5割軽減基準額の見直しであり、被保険者等1人につき29万5,000円から30万5,000円に見直すものであります。

第3号につきましては、2割軽減基準額の見直しであり、被保険者等1人につき54万5,000円から56万円に見直すものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第10、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） 議案書の13ページをお願いいたします。

議案第3号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年5月21日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、契約の目的、天栄中学校体育館空調設備設置工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、5,830万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、530万円。
- 4、契約の相手方、住所、福島県会津若松市千石町4番50号。
氏名、株式会社アークズ会津、代表取締役、柁屋和久。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案第3号説明資料15ページをお願いいたします。

こちら工事請負仮契約書でございます。

工期は令和7年9月30日までとなっております。令和7年5月12日に契約を締結しております。

続きまして16ページをご覧ください。

こちら入札経過書でございます。

令和7年5月8日に入札を行っております。その経過書になってございます。

次に、17ページをお願いいたします。

入札に参加をいたしました業者の社名及び開札の結果でございます。

5社による指名競争入札を行いまして1社が辞退いたしましたので、4社での入札となりました。

1回目の入札の結果、株式会社アークズ会津が落札いたしております。

次に、18ページをお願いいたします。

天栄中学校体育館の平面図でございます。

本工事は空調設備の設置と断熱性確保の工事を行うものでございます。

空調設備につきましては、体育館のアリーナ部に冷房能力10キロワットの壁かけ型のエアコンを設置するものでございまして、ご覧のとおり室内機が12台、室外機が6台を設置するものでございます。これに伴いまして、受変電設備の改修も行います。

また、体育館の断熱性を確保し、冷房効果を高めるため、遮熱シートを体育館の天井に設置する工事も併せて行うものでございます。

説明は以上になります。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 関連なんですけれども、小学校2校の体育館の空調設備も今年度やることになっておりますが、そちらのほうの発注状況、工事の計画等教えていただけますか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

天栄中学校のほかに大里小学校、広戸小学校の体育館につきましても、同じく空調設置、あとは断熱性確保の工事ということで同じ5月8日に入札を行っております。そちらにつきましては、議会の議決を得るまでの工事金額になってございませんので契約のほうを進めまして工事に着手してございます。

工期につきましては、同じく9月末を工期として進めていきたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） すみません。この案件についての落札率、5,300万で落札していますが、落札率を教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

落札率は98%でございます。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 了解しました。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はございませんか。

6番、服部議員。

○6番(服部 晃) 今、工期が9月末と言ったのですけれども、これ8月にエアコン効かないと暑いのに、何で早くできなかつたんですかね。これ5月8日頃に入札したみたいなんですけれども、何でもっと早くできなかつた理由は。

○議長(大須賀溪仁) 教育課長。

[教育課長 小山泰明 登壇]

○教育課長(小山泰明) お答えいたします。

当初、6年度の国の補正予算ということで、村のほうで手を挙げまして令和7年の3月で補正予算のほうを議決いただいたかと思うんですが、その後に工法、要はその工事の内容なんですけど、そちらの再精査のほうも行いまして、それを行った結果、5月8日入札という形に至りました。

工期が9月30日となつてございますのが、エアコンの設置と併せまして遮熱シート、こちらのほうを体育館の天井にどうしても張り巡らせるものですから、工期のほうは9月30日ということになってございます。

○議長(大須賀溪仁) 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) 違う。もっと早くできなかつた理由何て言ったのですか。これもっと早く、補正の段階で遅かつたからという意味か。この補助金が4月にならないと出ないから、それでできなかつたということか。

○議長(大須賀溪仁) 教育課長。

[教育課長 小山泰明 登壇]

○教育課長(小山泰明) お答えいたします。

補正をいただいた後に工法、要はいわゆるその工事の仕方の部分につきまして、再度その詳細な部分を詰めたところでごさいますして、それに時間を要しまして5月の入札ということになったものでございます。

○議長(大須賀溪仁) 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) これ、本当は夏前に完成させるため、業者でも何でも早くやるようにすることはできなかつたんですか。そういう早めにするようにして、結局見積りとか何かというのは遅かつたということでしょう、時間かかつたということでしょう、今の話し方だと。

そうすると、見積りを早くしてもらって、なるだけ、夏の7月初め、6月下旬までに工事を終わらせるようにしないと意味ないんでないのか。これ、何もなかつたらいいけれども、何かあつて夏の間避難所に使うときはどうするんですか。万が一ですよ、秋に台風来るといふけれども、その前に線状降水帯が出て大雨降つて避難するといつたときは、もうエアコンは効かないということでしょう、これ。

そういう意味を込めてもっと早く早めにいろんなことをやれば、6月完成にもできたと思

うんですけれどもね。これまだ、機械がなかなか発注してもできてこないんだというならば分かるんですけれども、そういうのも理由にあるんですか。受注発注だからなかなかあれだということは、もう既製品ではないということですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、機械及び遮熱シート、こちらについてでございますが、やはりどうしても発注から納入までの期間というのを当然要しますので、工事の完成まで相当の期間を要するものでございます。

また、今回、工事のやり方として、遮熱シートを張るための工法の再検討を行ったところがございまして、このたびの5月8日の入札という形になったものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎招集者あいさつ

○議長（大須賀溪仁） 申し上げます。

令和7年5月21日招集の令和7年第3回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は全て終了いたしました。

ここで、招集者である村長から、閉会にあたり挨拶があります。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 令和7年第3回天栄村議会臨時会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、上程議案につきまして、原案どおり議決を賜り、厚くお礼申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（大須賀溪仁） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年第3回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

(午前11時06分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年7月10日

議 長 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 大 浦 ト キ 子

署 名 議 員 服 部 晃

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

| 議案番号 | 件名 | 議決月日 | 結果 |
|------|-----------------|-------|------|
| 議案1号 | 専決処分の報告及び承認について | 5月21日 | 承認 |
| 2号 | 専決処分の報告及び承認について | 5月21日 | 承認 |
| 3号 | 工事請負契約の締結について | 5月21日 | 原案可決 |